

## 行事の共催等に関する取扱要領

(平成4年9月1日教育長決裁)

### (趣旨)

**第1条** この要領は、宜野湾市教育委員会(以下『教育委員会』という。)に対して行う行事の共催又は後援(協賛を含む。以下同じ。)の承認等について、必要な事項を定めるものとする。

### (共催承認の基準)

**第2条** 教育委員会は、本市の教育施策推進上効果があると認められる行事であって、本市が開催地となり、国の機関、地方公共団体若しくはその機関に準ずる者が主催するもの、又は教育委員会がその企画若しくは運営に参画し、若しくはその経費を支出するものについて、共催承認申請が有った場合には、共催を承認することができる。ただし、次の各号の一に掲げる行事は、この限りでない。

- (1) 個人の行事
- (2) 営利団体が行う営利意図を持つ行事
- (3) 国又は地方公共団体の施策並びにその実施に反対する行事
- (4) 政治的又は宗教的意図をもった行事
- (5) その他教育委員会が不相当と認める行事

### (後援承認の基準)

**第3条** 教育委員会は、本市の教育施策推進上効果があると認められる行事であって、国の機関、地方公共団体若しくはその機関に準ずる者が主催するもの、若しくは教育委員会が直接補助金等を交付し事業奨励育成する団体が主催するもの、又は社会教育団体、若しくは市内教育研究団体等が主催するものについて、後援の承認申請があった場合には、後援を承認することができる。ただし、前条各号に掲げる行事については、この限りでない。

### (承認申請の手続)

**第4条** 共催又は後援の承認申請をしようとする者は、共催(後援)承認申請書(様式第1号)により、教育長に行事開催前14日までに申請しなければならない。

### (共催又は後援承認の審査及び決定)

**第5条** 前条の規定による申請があった場合は、教育長は次の各号に掲げる事項について審査し、承認について決定しなければならない。

- (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者、共催者及び後援者
- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 日程
- (5) 講師及び審査委員等
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定による審査に当たっては、主管課は、関係課とあらかじめ緊密な連携をとらなければならない。

### (共催又は後援の名義)

**第6条** 行事の共催又は後援の名義は、宜野湾市教育委員会とする。

### (承認書の交付)

**第7条** 共催又は後援の承認をしたときは、当該申請者に対して共催(後援)承認書(第2号)を交付するものとする。

### (承認の取消等)

**第8条** 教育長は、当該申請に対して共催又は後援の承認をした後においても承認基準に反する事項が生じた場合は、その承認を取消すとともに、以後その関係団体が行う行事の共催又は後援は一切行わないものとする。

### (実施結果報告書の提出)

**第9条** 教育委員会の共催又は後援に係る行事のうち、必要があると認めるものは、実施結果報告書(様式第3号)の提出を求めるものとする。

### (その他)

**第10条** この要領によりがたい場合は、その都度、教育長が定める。

### 附 則

この要領は、平成4年9月1日から施行する。